

業務継続計画（BCP）策定

1. 基本方針

発災時に、社会福祉施設の利用者や災害時配慮者に対して、適切な支援を行うことは社会福祉法人の重要な役割であり、そのため、自法人が被災した際には、まずは利用者・職員の安否確認、法人の事業継続にかかる対応が必要である。

発災時において、早期の通常業務への復旧を目指し、事業継続計画（BCP）を作成し、事業継続計画（BCP）を実際に運用する能力を維持・改善させるための活動を行う。又、自法人の利用者に対する支援はもちろんのこと地域の被災者に対する福祉的支援もあわせて展開できるよう整備を進め、地域福祉の担い手として地域住民の生命を守る。

2. 推進体制

事業継続計画（BCP）委員会を中心に全職員で推進する

委員長	施設長
副委員長	事務長
委員	生活課長
委員	リハビリテーション課長
委員	サービス管理責任者
委員	介護主任
委員	看護師
委員	介護員
委員	管理栄養士
委員	庶務

3. 感染症発生に対する業務継続計画

(1) 職員の安全確保

職員の生命や生活を維持しつつ、感染対策とあわせて、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じながら、感染拡大防止に努める。

(2) サービスの継続

感染拡大時にも業務を継続できるよう事前の準備を入念に進め、利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。

(3) 利用者の安全確保

利用者の多くは重症化リスクが高いため、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがある。利用者の安全確保に向けた感染対策をあらかじめ検討して、確実に実行することに留意して感染拡大防止に努める。

3-1 防護服、消毒液等の備蓄品を確保

(1) 備品の内容と量を検討する

- ① 通常の感染対策用の看護・衛生用品に併せて、感染対策用の備蓄品を検討する
- ② マスク・体温計・ゴム手袋・フェイスシールド・ゴーグル・袖付エプソン・ガウン・キャップ等について在庫量・必要量の管理を行い、備蓄する
- ③ 施設内で清潔区域と汚染区域を区分する際に用いるビニールテープや、仕切りに用いるビニールシート等も備蓄品として重要。
- ④ クラスタが発生した場合、対応が長期間に及ぶことや、濃厚接触者に認定された職員が職場に復帰するまでは、少人数でケアする必要があるため、これらを想定し、備蓄品の在庫量・必要量を検討する

(2) 自治体の情報等を活用する

各自治体の最新の情報を得ることも感染対策に於いては重要である。

3-2 感染者が発生した場合の対応 ①

(1) 感染者への対応

職員・利用者が感染症を発症した場合、以下の対応を行わなければならない。保健所から指示があった場合はその指示に従い、協力医療機関にも相談する必要がある。

① 職員の感染が判明した場合

原則入院か症状によっては自宅待機の可能性もある。

② 利用者の感染が判明した場合

感染が判明した利用者が高齢者や基礎疾患を有し重篤化の場合は原則入院となるがそれ以外については感染隔離によって施設

内にとどまる。

(2) 情報共有・報告書等の実施

- (1) 速やかに管理者等へ報告を行ない、施設内で情報を共有する
- (2) 全利用者の家族等への報告も速やかに行う

3-3 感染者が発生した場合の対応 ②

(3) 消毒・清掃等の実施

- ① 感染者の居室および利用した共用スペースは、手袋を着用して消毒用エタノール等で清拭する等、速やかに消毒・清掃をする。

(4) 濃厚接触が疑われる者の特定

- ① 濃厚接触者となる利用者等の特定をする
- ② 可能な限り利用者や面会者の情報を提供する
- ③ 感染が疑われる者と同室又は長時間接触した者
- ④ 看護・介護したものや体液・排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

3-4 業務内容を調整する

(1) 長期間の欠員を想定する

- ① 感染症では、濃厚接触者に認定された場合は、自宅待機となり想定以上の欠員が予想される。
- ② クラスタが発生した場合、小規模でも2週間は復旧まで要する。

(2) 出勤率に応じた提供サービスの絞り込み

3-5 出勤率に応じた優先業務

職員数	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
業務	安全と生命を守るため必要最低限	食事・排泄中心	一部休止でほぼ通常	ほぼ通常どおり
給食	備蓄メニュー	簡易食品・補助食品	調理再開	調理再開
食事	2回	2.5回	朝・昼・夜	朝・昼・夜
食事介助	必要な者に介助	必要な者に介助	必要な者に介助	ほぼ通常どおり
口腔ケア	必要者はうがい	必要者はうがい	適宜介助	ほぼ通常どおり
入浴介助	しない	適宜清拭	適宜清拭	ほぼ通常どおり

排泄	厚めのオムツ	ほぼ通常どおり	ほぼ通常どおり	ほぼ通常どおり
清掃	感染対策による 清拭	感染対策による 清拭	感染対策による 清拭	ほぼ通常どおり
シーツ交換	汚れが目立つ時	羅患者を優先	部分的に交換	ほぼ通常どおり

4.自然災害BCP策定

4-1 緊急時の対応

(1) BCP 発動基準

【地震による発動基準】

本計画に定める緊急時体制は、旭川市周辺に於いて、震度 5 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、施設長の指示により法人の BCP を発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

記録的短時間大雨警報、大雨特別警報、土砂災害警戒情報等により、河川の氾濫や土砂災害が発生し、その被害状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、施設長の指示により法人の BCP を発動し、対策本部を設置する。

管理者が不在時の代替者

管理者	代替者①	代替者②
施設長	事務長	生活課長

4-2 行動基準

発災時の個人の行動基準は以下のとおり。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次被害への対応（火災、建物倒壊）
- ③ 利用者の生命維持
- ④ 事業所内の連携と外部機関との連携
- ⑤ 情報発信

平常時

災害時体制整備の確認、日常点検、訓練・見直し



直後

命を守る行動（安全確保・避難）



当日

二次災害対応（避難場所の確保）



体制確保後

入所利用者の生命維持・職員自動参集・事業所相互支援



体制回復後

通常営業・業務



完全回復後

評価・反省・見直し

4-3 ハザードマップの活用

- (1)「ハザードマップ」とは一般的に自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを示した地図であり、避難所の位置も明記されており、その活用は重要。

4-4 リスクの把握

(1) 被災想定

- | | |
|----------|--|
| ① 交通被害 | 道路（通行止め・浸水による通行不能）
橋梁（河川の増水で橋が崩落）
鉄道（震度4で運休） |
| ② ライフライン | 上水道（断水）
下水道（使用できず簡易トイレ）
電気（停電）
ガス（都市ガス停止）
通信（被災直後はダウン） |

(2) 自施設で想定される影響

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案し時系列で整理する。

4-5 優先する業務

- (1) 重要度の高い「業務」を優先する
- (2) 収入面だけでなく、利用者や地域への影響も考慮する
- (3) 与薬介助・排泄介助・食事介助・入浴介助（被災時は清拭）

4-6 電気・ガス水道が止まることを想定

- (1) 自家発電機の設置（自家発電機の使用方法を知っている職員は限られており、訓練時に動かしてみることが重要。

- ① 喀痰吸引機 自家発電機
- ② ナースコール スタッフによる声掛け
- ③ 照明設備 自家発電機

- (2) ガス停止

- ① ガスコンロ・LPガス

- (3) 断水

- ① 貯水槽活用

- (4) トイレ・汚物対策の想定

- ① 汚物・ごみ箱の一時保管場所を決めておく
- ② 被災時は壁等に何のゴミ捨て場所かを記載

- (5) 非常食の備蓄

備蓄品リストの整備

- ① 食料品 ② 医薬品 ③ 災害用備品

備蓄数量の考え方

- ① 水 1人1日3ℓ、3日で9ℓ
- ② 食料 1人1日3食、3日で9食
- ③ 毛布 1人1枚

自然災害 BCP の活用

このBCPは自然災害（主に震災）を想定したもので、防災計画や防災マニュアルと重なる部分がありますが、BCPは事業継続を目的としたものであり、目的を達成することができかどうかを平常時から、その検証を行うことが必要で、シュミレーション又訓練を通してその検証を行い、目的達成に問題があればBCPを修正していくことが重要なことです。

BCPの職員への周知

BCPは想定される事態が発生したとき実際に職員が動かすことが出来なければ意味がなく、訓練や研修を通じて職員のBCPに対する認識を深め、事態の発生に備えておくことが必要です。定期的な訓練及び研修は欠かせません。

令和 5 年 10 月 1 日 策定

令和 6 年 8 月 22 日 改定

令和 7 年 2 月 26 日 改定